

ICD-11 V 章の取扱いについて

1. 「疾病、傷害及び死因の統計分類」改正への流れ

- 第 7 回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会（ICD 部会）
（2018/8）
 - 第 21 回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類専門委員会
（ICD 専門委員会）（2018/12）
 - ・ ICD-11 国内適用にかかる論点整理 等
 - WHO 世界保健総会（2019/5）
 - ・ ICD-11 採択
 - 厚生労働大臣から社会保障審議会へ諮問
【ICD 部会において審議】
 - 社会保障審議会から厚生労働大臣へ答申
 - 総務大臣から統計委員会へ諮問
【統計委員会において審議】
 - 統計委員会から総務大臣へ答申
 - 告示改正（官報掲載）
<周知期間>
 - 施行（国内適用）
- 和訳作業（現在）

←
- 厚生労働省

総務省

2. ICF 専門委員会の対応（案）

ICD-11 V 章の和訳の確定及び公表の方針は、社会保障審議会疾病、傷害及び死因分類部会（ICD 部会）において ICD-11 全体の方針の検討にあわせて審議される予定。ICD-11 全体の和訳案については、疾病、傷害及び死因分類専門委員会（ICD 専門委員会）において作成することとされている。ICF 専門委員会としては、ICD-11 V 章についての和訳案の提示を含め両組織に対し、審議に当たって必要な知見の提供を行う。

公表された ICD-11 V 章の和訳について、その活用のための指針（ICF-WG で作成中）等については、ICF 専門委員会において内容の確認、公表の方法・時期等についての検討を行う。